2026年11月

お客さま各位

北星信用金庫

防衛特別所得税の創設および
復興特別所得税税率の引き下げに関するお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されています。

この度、令和8年度の税制改正により、令和9年1月1日から防衛特別所得税が創設され、基準所得税額に対して1%の税率で課されることとなりました。

併せて、復興特別所得税の税率は2.1%から1.1%に引き下げられ、課税期間は令和29年12月31日まで10年間延長されます。なお、改正前(復興特別所得税の税率2.1%)と改正後(防衛特別所得税の税率1%および復興特別所得税の税率1.1%)とで、合計税額(2.1%)に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

当金庫で取扱う金融商品および出資配当金における個人のお客さまの税金は、下記のとおりとなりますので、ご承知おき願います。

記

種類	税金	平成24年 12月31日まで	平成25年1月1日～ 令和8年12月31日	令和9年1月1日～ 令和29年12月31日	令和30年1月1日 以降
預金、国債の利子	**税率**	**20%**	**20.315%**	**20.315%**	**20.15%**
	所得税	15%	15%	15%	15%
	復興特別所得税	—	0.315%	0.165%	—
	防衛特別所得税	—	—	0.15%	0.15%
	地方税	5%	5%	5%	5%
出資配当金	**税率**	**20%**	**20.42%**	**20.42%**	**20.2%**
	所得税	20%	20%	20%	20%
	復興特別所得税	—	0.42%	0.22%	—
	防衛特別所得税	—	—	0.2%	0.2%

・　本資料は作成時点における法令その他の情報に基づき作成していますが、今後の改正等により、取扱いが異なる場合があります。

・　本資料の説明に関らず、お客さまの個別の状況に応じて、取扱いが異なる場合があります。個別具体的なケースにかかる税務上の取扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。

まごころ、きらり
北星しんきん